

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量 下段:協定対象外 輸入基準数量	上段:輸入数量 下段:協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	40 トン	50 トン
		90 トン	40 トン	50 トン
3	クリーム	64 トン	8 トン	56 トン
		30 トン	7 トン	23 トン
4	粉乳類	26,878 トン	2,455 トン	24,423 トン
		19,875 トン	2,235 トン	17,640 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	0 トン	1,437 トン
		1,423 トン	0 トン	1,423 トン
6	加糖れん乳	116 トン	22 トン	94 トン
		29 トン	2 トン	27 トン
7	ヨーグルト	13 トン	3 トン	10 トン
		13 トン	3 トン	10 トン
8	バターミルク	23 トン	11 トン	12 トン
		23 トン	0 トン	23 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	6,953 トン	46,801 トン
		39,183 トン	3,419 トン	35,764 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	283 トン	11,752 トン
		5,162 トン	283 トン	4,879 トン
11	バター	19,977 トン	1,911 トン	18,066 トン
		15,596 トン	1,578 トン	14,018 トン
12	豆類	84,672 トン	10,882 トン	73,790 トン
		47,546 トン	5,178 トン	42,368 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	772,982 トン	4,848,224 トン
		5,167,393 トン	679,832 トン	4,487,561 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	189,452 トン	1,060,210 トン
		190,794 トン	20,427 トン	170,367 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	130,250 トン	977,864 トン
		1,108,114 トン	130,250 トン	977,864 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	593 トン	3,223 トン
		3,438 トン	423 トン	3,015 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	1,572 トン	17,238 トン
		13,625 トン	1,509 トン	12,116 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	16,829 トン	128,011 トン
		142,793 トン	16,829 トン	125,964 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	2,068 トン	18,813 トン
		19,747 トン	2,068 トン	17,679 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	112 トン	1,817 トン
		1,705 トン	112 トン	1,593 トン
20	イヌリン	2,571 トン	321 トン	2,250 トン
		84 トン	0 トン	84 トン
21	落花生	30,113 トン	5,808 トン	24,305 トン
		17,414 トン	3,812 トン	13,602 トン
22	こんにゃく芋	73 トン	73 トン	超過済
		73 トン	73 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,461 トン	56 トン	10,405 トン
		2,067 トン	40 トン	2,027 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	216 トン	1,501 トン
		874 トン	149 トン	725 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112 トン	4 トン	4,108 トン
		1,522 トン	4 トン	1,518 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	733 トン	16,010 トン
		1,756 トン	91 トン	1,665 トン
28	繭	1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
		1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
29	生糸	195 トン	13 トン	182 トン
		195 トン	13 トン	182 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。